

関係各位

(財) 日本サッカー協会審判委員会
委員長 松 崎 康 弘

「2005 年競技規則改正」における懲戒の罰則を行使する権限の訂正について

「2005 年の競技規則改正」における懲戒の罰則を行使する権限の解釈について、本年 6 月に F I F A に問い合わせたところ、以下のような解釈であることが明らかになったのでお知らせします。以前の解釈の訂正となりますが、よく理解していただき、正しく対応するようにして下さい。

記

● 2005 年競技規則（第 12 条ファウルと不正行為）改正の日本協会解説：（抄）
（旧）

主審が試合を終了してフィールドを去るまでの間に、競技者あるいは交代要員に退場または警告に値する行為があった場合は、レッドあるいはイエローカードを示すことができ、審判報告書の退場または警告の欄に記載することになる。

（新）

次の場合、試合終了の笛を吹いた後であっても、フィールドを離れる前ならば、主審は懲戒の罰則を適用することができる。すなわち、イエローカードやレッドカードを示すことができ、その事実について審判報告書の「警告」や「退場」の欄に記載し、報告する。

- (1) ボールが最後にインプレーになったのち試合終了前までに競技者、交代要員または交代して退いた競技者が警告や退場に値する行為（懲戒の罰則）を犯したが、主審が何らかの理由で試合を終了する前に警告する、または退場を命ずることができなかった場合
- (2) 主審が試合を終了してフィールドを去るまでの間に競技者、交代要員または交代して退いた競技者が退場や警告に値する行為を犯した場合

例えば、ボールがインプレー中、守備側競技者が自分のペナルティーエリア内で相手競技者に乱暴な行為を行ったことを副審が確認したが主審に知らせる前に主審が試合終了の笛を吹いた。

副審はその事実について主審に伝え、主審はフィールドを離れる前ならば、その守備側競技者に退場を命じ、レッドカードを示す。ただし、試合は終了しているので、ペナルティーキック（競技罰）は与えない。

もし主審がフィールドを離れた後に副審や第 4 の審判員から報告を受けたならば、カードを示すことはできず、その事実について、審判報告書の「その他の報告事項」の欄または「審判報告書（重要事項）」を用いて関係機関に報告する。

以上